



国関整霞調第123号  
平成25年 1月22日

NPO法人アサザ基金  
代表理事 飯島 博 様

国土交通省霞ヶ浦河川事務所長  
畠山 慎



霞ヶ浦への放射性物質の蓄積を促進する  
水位上昇管理の中止を求める申し入れ（回答）

平成24年10月26日付け申し入れについて、下記のとおり回答します。

記

1. 水位上昇管理の実施を中止すること。
2. できるだけ湖内に放射性物質が蓄積しないよう逆水門の管理を見直すこと。

回答1・2

平成24年5月15日付け回答2のとおり、霞ヶ浦の水位運用は、水利用と湖の水辺環境との共存を模索するために、降雨状況を踏まえ目標水位に運用幅を持たせ、必要以上の水位上昇を極力抑えるようきめ細かな運用を震災以前より継続して実施しているところであります。

なお、放射性物質の動向については、今後とも環境省が実施する放射線モニタリングの結果を注視して参ります。

3. 汚染されたヘドロの蓄積を促進する石積み消波施設の設置を中止すること。

回答3

平成25年1月22日付け国関整霞調第122号による回答のとおり、石積み消波施設は、波浪対策を目的として整備しているものであり、治水に必要な消波施設として今後も継続実施して参ります。